海老名市公共下水道の私道内布設に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、処理区域内の私道に対して一定の基準を設けて、市が公共下水 道の布設を行うことにより、私道に面した家屋の水洗化の普及及び促進を図ること を目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「私道」とは、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路及び公法人により一般交通の用に供される道路(以下「公道」という。)以外の道路をいう。

(布設の対象)

- 第3条 公共下水道布設の対象は、次の各号の一に規定する私道(専用通路は除く。) で、幅員が4.0m以上であること。
 - (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条に規定する道路
 - (2) 私道として分筆登記されている道路、又は道路形態が明確なもの
 - (3) 前2号のほか、市長が前2号に規定する私道と同等とみなすもの (布設の要件)
- 第4条 私道に公共下水道を布設する場合の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 私道の両端が公道に接続していること。

ただし、一端が接続している私道の場合は、当該私道に面した家屋が3戸以上 あること。又は当該私道に面する区画化された宅地が3区画以上あり、その内、 既存家屋1戸以上であること。なお、公道部分に面した区画及び既存家屋が立 地上その他から見て、公道部分からの排水設備工事より私道部分からの排水設 備工事の方が明らかに合理的であると認められるときはこれを含むものとする。

(2) 公共下水道を埋設する土地所有者全員が承諾し、かつ、公共下水道を利用する家屋の所有者の申請があること。ただし、家屋所有者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の使用承諾を得ること。また、区画化された宅地を申請す

る場合はその土地所有者の申請があること。なお、隣接土地に著しい損害を与 えないよう配慮すること。

- (3) この要綱により申請をする者(以下「申請者」という。)が市税並びに公共 下水道事業に係る受益者負担金及び受益者分担金並びに下水道使用料を滞納し ている場合は、当該滞納者の家屋、又は区画に公共汚水ますを設置しないもの とする。ただし、市税等について分割納付承認書により確実に納付が履行され ている場合は、この限りでない。
- (4) 前各号のほか、市長が公共下水道を布設することが必要と認めるもの。
- 2 私道の一端が公道に接続している私道の当該私道に面した家屋が2戸以下の設置 にあっては、助成措置を講じ、必要な事項は市長が別に定める。

(要件の解釈)

第5条 削除

(所有者の承諾)

- 第6条 申請者は、次の各号について公共下水道を埋設する土地の所有者の承諾を得なければならない。
 - (1) 私道の使用期間は、この要綱により布設された公共下水道(以下「当該公共下水道」という。)の存続する期間とし、補償金及び使用料については無償とする。
 - (2) 私道に当該公共下水道に支障となる工作物を設置しないこと。
 - (3) 第三者に私道を相続又は譲渡若しくは用益物件を設定する場合は、その第三者に対し当該公共下水道の使用状態を継承させること。
 - (4) 前3号のほか市長が特に必要と認めた事項

(布設の申請)

- 第7条 申請者は、代表者を定め、公共下水道布設申請書(第1号様式)に次の各号 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 公共下水道布設申請者名簿(第2号様式)
 - (2) 私道の位置図及び土地所有者の区画図

- (3) 公図の写し
- (4) 公共下水道布設承諾書(第3号様式)

(決定通知)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、その適 否を決定し、公共下水道布設決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するも のとする。
- 2 市長は、公共下水道布設の決定にあたり必要な条件、指示事項を付することがで きる。

(施設の設置義務)

- 第9条 申請者は、当該公共下水道の供用開始された場合、1年以内に排水設備を設置しなければならない。
- 2 前項の期間を経過したものは、当該公共下水道工事費の全部又は一部を申請者の 設置状況に応じて負担するものとする。

(新規接続及び使用の承認)

第10条 当該公共下水道の接続及び使用を新たに希望する者があるときは、当該公共下水道を埋設する土地の所有者は、土地の使用について、又は当該公共下水道を使用する者及び排水設備義務者は、当該公共下水道使用について正当な理由がなく拒んではならない。

(維持管理)

- 第11条 当該公共下水道の維持管理は、市が行う。
- 2 当該公共下水道を埋設する土地の所有者及びその他の権利者(以下「地権者」という。)は前項の維持管理に伴う土地の使用について、これを拒んではならない。
- 3 当該公共下水道の布設に伴う当該私道の路面復旧は、原形復旧とし、工事完了後 の路面の維持管理は、地権者が行う。

(移設及び撤去)

第12条 当該公共下水道の全部又は一部を移設又は撤去しようとする者は、市長の 承認を得て行うものとし、その費用は原因者が負担するものとする。 (補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和63年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、第4条第2項の規定は平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以後申請した者については適用し、施行日前に申請した者については、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、平成元年1月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

公共下水道布設申請書

			年	月		
海 老 名	市县	殿				
		請者 住所 法表者) 氏名 電話				
	海老名市公共下水道の私道内布設に関する要綱第7条の規定により、 次のとおり申請します。					
	位置	海老名市	番地か	ら		
打送の担知		海老名市	番地ま	で		
私道の現況	形態	□ 通り抜け道路 (幅員		m)		
		□ 行き止まり道路 (幅員		m)		
利用戸数		宅地数 宅地				
		家屋数	:带数)		
添付書	· 類	□ 公共下水道布設申請者名簿□ 私道の位置図及び土地所有者の区□ 公図の写し□ 公共下水道布設承諾書(土地所有				

公共下水道布設申請者名簿

本申請に伴い、海老名市公共下水道の私道布設に関する要綱第4条第1項第3号に 規定する市税滞納の有無を確認するため、市職員が市税に関する公簿を閲覧することを 承諾いたします。

住 所	氏	名	印	水洗化の 予定年月日	図 面 対象番号	適用

公共下水道布設承諾書

海老名市長殿

土地所有者	住 所	
	氏 名	⑨ (実印)
	電 話	

私が所有する下記の土地に、下記の事項を誓約し、公共下水道の布設及び 維持管理のために使用することを承諾します。

記

1 私道土地所在地

海老名市

- 2 土地の使用期間は、公共下水道の存続する期間とし、使用料等は一切請求しません。
- 3 土地の所有権を移転する場合、若しくは用益物権を設定する場合は、この承諾した 事項を譲受人に継承させるとともに、譲受人の土地使用承諾書を提出します。
- 4 公共下水道の全部又は一部を移設又は撤去しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受け、これに係る費用は原因者負担とします。
- 5 上記土地の当該下水道施設に新たな市の下水道施設を増設する場合、及び新たに公共 下水道の接続を行う者に対しては、これを承諾し、接続に際して無条件で接続できるも のとします。
- 6 海老名市が当該下水道施設の維持管理、補修等のため、上記土地を使用することに意義はありません。

公共下水道布設決定通知書

海老名市指令第 号 年 月 日

申請者	住	所
(代表者)	氏	名

海老名市長 内 野 優

年 月 日付けによる公共下水道布設申請については、海老名市公共下水道の私道布設に関する要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。なお、この決定について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に海老名市長に異議申立てをすることができる。(なお、この決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると、異議申立をする事ができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この決定書を受け取った日(当該処分につき、異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として(訴訟において海老名市長が海老名市の代表者となる。)横浜地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができる。(なお、この決定書を受け取った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日又は決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなる。)

決定区分	□ 布設する	□ 布設しない
申請場所	海老名市	
受理番号	第	号
条件及び 注意事項	○供用開始後、	分は掘削幅のみとなります。 1年以内に排水設備を設置してください。 等については、詳細が決定次第、お知らせ致します。